

つ。経営の部分について、何としてもいろんな努力をして赤字から黒字にしろと。黒字になったら、それは内部の留保でもいいし、あとはボーナス等、そういったことにもできるんじゃないかということで、ぜひそれらを望んだところでございます。以上でございます。

○町田義昭議長 14番、小関勝助議員。

○14番 小関勝助議員 これ市民の足、長井市の宝でもありますので、存続に向けた対応をお願いして、これで質問を終わります。ありがとうございました。

蒲生吉夫議員の質問

○町田義昭議長 次に、順位2番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

+ ○17番 蒲生吉夫議員 おはようございます。

通告しております2件について、順次ご質問を申し上げたいと思います。

最初に、長井市老人憲章を高齢者憲章に改定をについてお伺いいたします。

長井市内的には、敬老会などの祝賀事業がなくなっているところも多いわけです。西根地区全体として、地区長会連合会が受託し敬老会を継続してきましたが、委託事業でなくなったときに取りやめになりました。しかし、私の住んでいる川原沢区では、1戸当たり300円の敬老会協力金を集めていたこともあり、区の事業として継続することができました。ことしは9月20日、敬老の日を実施しましたところ、内谷市長にも出席いただきました。隣の席に私が座っていましたので、「老人憲章でなく高齢者憲章にしてはどうだろうか」という話をしたと思います。同時に、実行委員には、「せっかく飾りのついた進行のしおりをつくったのだから、長

井市老人憲章というのがあるので、それも載せるといいかもしれない」との話もしたと記憶しております。

しかし、昭和53年6月に制定したとされている「長井市老人憲章」というタイトルでなく、もう少し何か呼び方があるのではないかと思います。調べたところ、比較的新しくできたところは「高齢者憲章」などとしているようであります。

また、通告において、老人、高齢者の法律の引用や固有名詞を除き使い方を統一するべきではないかとも思います。

ちなみに、福祉事務所発行の「長井のふくし」については、法の引用や固有名詞を除いてほとんどが「高齢者」との表現になっているようですが、もう少し精査を要する部分もありそうです。公に発行している文書全体を、機会を見て見直しをする必要があると考えているところでございます。ご見解をお伺いしたいと思います。

2番目に、市民憲章や宣言文と同様に例規集に載せてはどうだろうかということですが、現在の長井市老人憲章は53年6月の定例会などで議会において採択したのではないかと考えられますが、なぜか例規集には掲載していません。ほかの市においても載せていないのだろうかと思って見てみましたら、老人憲章、高齢者憲章として定めているところでは例規集に掲載しているようであります。

長井市老人憲章は、市民の役割が2項目、高齢者の役割が3項目になっていてバランスをとっているようですが、5項目から成る「日野市老人憲章」は、老人の生きがいある日常生活を保障するためとして高齢者の役割の部分がなく、一方的だと思います。5項目から成る「みたか高齢者憲章」は、高齢者の任務だけで構成されております。最後に、平成5年に制定した京都の「城陽市高齢者憲章」は、市民の役割が3項目、高齢者の役割が3項目で構成されていて、

中身的にも充実していると感じました。

高齢者の役割の部分だけを紹介いたします。

1つ、私たち城陽市の高齢者は、気力と体力を養い、みずからの健康を守り、これに喜びを見出す生活をおくります。1つ、私たち城陽市の高齢者は、いつまでも学ぶ心を失わず社会を考え、世界に関心を持ち、豊かに生きるよう努めます。1つ、私たち城陽市の高齢者は、地域活動に参加し、自らの能力を社会に役立て、ともに住みよい社会をつくります。というものであります。

この際、長井市老人憲章を高齢者憲章に改定するだけでなく、他市の事例を研究し、憲章の中身も充実していくことも必要だと思っておりますが、いかがでありませうか、ご見解をお伺いしたいと思います。

2つ目の項目に入ります。日本赤十字社、長井市社会福祉協議会に対する情報の提供など、市の個人情報の管理が甘いのではないかについてお伺いをいたします。

9月定例会一般質問において、各種団体に対する協力金や会費などの名目での寄附について質問し、それぞれに答弁をいただきましたが、時間の制限があり不十分な質疑で終了したこと、長井市社会福祉協議会や日赤社費について、納付書、領収書などの個人情報などがどこに貸し出され、印字されたかなどについて、企画調整課長、福祉事務所長、市民課長に質問しましたが、長井市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づく保護審査会を所管する総務課長の答弁を求めようとしていなかったこともあり、不十分な質疑に終わりました。

しかし、私としては、当局は何らかの方向を示さなければならない課題も残したままといった感じを持っております。

また、この項で市長にも答弁者として通告していますが、課長から市長に振ってもらうわけにはいきませんので、必要が生じたら答弁をし

ていただくということで理解をいただきたいと思っております。

最初に、日本赤十字社、長井市社会福祉協議会に対する情報の提供に無理があるのではないかについてお伺いいたします。

9月の議会では、「社協や日赤の納付書、領収書について、住所、世帯主氏名、地区コード、世帯コード、個人コードなどが入ったものがはだかのまま地区長に配布され、隣組長に配布され、個人宅に配布される。どの条項に基づき行われたか」といった質問に、市民課長から、「平成15年に開催された長井市個人情報保護審議会で外郭団体への情報提供として消防本部、日赤、社協は報告されている」とのこと。また、「社協については、長井市個人情報保護条例第9条第1項第6号に該当しているとの判断で承認している」との答弁でありましたが、現状を見たとき、この条例に対する適用で合っているのだろうか疑問です。ちなみに、第9条、利用及び提供の制限、第1項は、「実施機関は、個人情報取り扱い事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、または当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない」とあり、そのただし書きの第6号は、「国が相当の理由をもって事務に必要な限度で活用し、かつ本人の権利、利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき」となっていますが、どのように読めば情報を提供してもよいとなるのか、ご説明をお願いをしたいと思います。

現場では、地区長を通して少なくとも隣組長まで知れ渡ることになりますが、そのことも含めてお答えを願いたいと思っております。

次に、9月議会以降、個人コード、世帯コードなどについて申請団体と協議がなされたかについて市民課長にお伺いをいたします。

先ほどの項と同じように、「日赤、社協から

+

発行された個人情報の入った納付書、領収書がはだかのまま動き回りを想定できなかったのか」という質問に、住民記録マスターのファイル管理者である市民課長からは、「個人情報、大事な情報だということで、個人コードとか世帯コードなど表示しないようなことを申請団体と協議して改善してまいりたい」と答えていますが、協議なされたか。なされたとすれば、どのように改善することになるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

次に、9月の一般質問における流れの中で、情報公開・個人情報保護審査会が開催され、検討されるものと思っていましたので、通告のように9月議会以降この件で情報公開・個人情報保護審査会が開催されたかとなりました。この件について、開催されたのかどうかをお聞かせを願ひまして、壇上からの質問といたしたいと思ひます。ご清聴ありがとうございます。

(拍手)

- + ○町田義昭議長 内谷重治市長。
○内谷重治市長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えいたします。

蒲生議員からは2点ほど質問いただきまして、まず1点目でございますが、長井市老人憲章を高齡者憲章に改定をという点でございます。

議員からもありましたように、ことしの川原沢地区の敬老会でいろいろご提言いただきまして本当にありがとうございます。

老人、高齡者の法律の引用や固有名詞を除き、使い方の統一をでございますけれども、老人と高齡者の使い分けのはっきりとした基準はわからないわけでございますが、国連の世界保健機関の定義では、65歳以上の人のことを「高齡者」としているようです。人口年齢構造では、65歳以上を「高齡人口」と呼んでいる現状でございます。近年は、特に行政用語として「老人」の言い方を避けまして、蒲生吉夫議員がおっしゃるように「高齡者」として用いることが

多くなっているのではないかと見ております。

長井市が各種計画等で使用している文言は、法律の引用や固有名詞を除き、高齡者という文言を一般的に使用しているところであり、統一して使用しております。

この項の2点目で、市民憲章や宣言文と同様に例規集に載せてはどうかでございますが、現在の長井市老人憲章は昭和53年6月に制定したものでございますが、どういふ理由からか例規集には掲載されておひません。例規に載せる意味については、市民に広く知らしめること、市政にかかわるものについて掲載することと理解しておひすけれども、どのような経過で掲載されていないか、残念ながら32年前のことなんですけれども、いろいろ調べましたが不明でございました。

長井市老人憲章を制定してから32年が経過しておひまして、高齡者を取り巻く環境は大きく変化しておひます。最近では「無縁社会」と言われる言葉も出るなど、家族のきずなや地域でのつながりが希薄になってきておひまして、改めて高齡者自身の自分にふさわしい生活を築くことが求められている時代だと思ひておひます。そういった意味から、長井市老人憲章の見直しをしてもよいというか、もうすべき時期に来ているのではないかなと、議員のご指摘のとおりでございます。見直しの際には議会の皆様にもご理解を得て進めてまいりたいと思ひますが、蒲生吉夫議員から紹介ありましたように、城陽市の事例などを含めて全国のいろいろな高齡者憲章の事例などを調べまして、憲章の内容そのものについてもぜひより改善された内容になるように検討してまいりたいと思ひているところでございます。大変ありがとうございます。

次に、大きい項目の2点目でございますが、私の方からは1点目の日本赤十字社、長井市社会福祉協議会に対する情報の提供について、無理があるのではないかということについてだけ

申し上げたいというふうに思います。(2)と(3)については、それぞれ担当課長から答弁いたさせたいというふうに思います。

まず、この件に地区長さん、隣組長さんから地区の皆様への納付書等の引き渡し、配布でございますけれども、また集金等に当たって地区の役員の皆様、特に隣組長さんには大変ご苦勞をおかけしていることについて、改めてこの場をかりて感謝を申し上げたいというふうに思います。

ご質問の件でございますが、情報の提供については、長井市個人情報保護条例における個人情報の取り扱い第7条から第13条に基づいて対応してきたものでございまして、公共的団体である日本赤十字社及び長井市社会福祉協議会がその事務に必要な限度で利用し、本人の権利、利益を不当に侵害するおそれがないものと認め、情報の提供を行ったものというふうに認識しております。

提供された情報の内容でございますが、これは議員からもございましたように平成15年8月28日の長井市個人情報保護審議会、外部団体への情報提供についての報告ということで、地区コード、組コード、世帯コード、個人コード、住所、氏名等でございますが、これら基本的事項にかかわるもののみでございます。例えば地区あるいは隣組では住所とお名前、これ世帯主ということになっておりますが、これは特に個人情報として重要な情報ということよりも、隣組あるいは地区にとってはこれは大体ご存じなわけでございますが、そういった意味では経歴の成績とか、学歴とか職業等、あるいは心身の状況、障害とか傷病歴、または個人生活、家庭状況、婚姻歴等にかかわるものは除かれております。

そして、個人情報保護法の目的から照らし合わせても、法の目的は個人の権利、利益の保護と個人情報の有用性のバランスを図るものであ

りまして、法は個人の権利、利益の保護のみを目的とはしておりません。個人情報の保護は大切なことではございますが、過保護とも言える対応、いわゆる過剰反応によりその有効性が失われてはならないというふうに思っております。

今回、10月1日に5年ぶりに国勢調査を行っておりますが、やはりこういった個人情報の市民の意識が高くなりまして、これらについても十分な対応を細心の注意を払ってしてきたつもりですが、やはりこれは個人情報だから協力しなくてもいいということではなくて、それがやがては国勢調査の場合は国全体、自分にもかかわってくるということでありまして、そういったところをお願いしながら協力を記入をいただいていたわけではございますが、そういった意味でもこれらについてはぜひ情報提供は最小限必要なものだというふうに考えているところでございます。

ただし、個人情報であれば何でも保護しないといけないという誤解から、法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまうケースが先ほども言いましたように多く見られまして、例えば学校の緊急連絡網や災害時の要援護者名簿の作成、あるいは児童虐待が疑われる家庭の情報など、社会にとって有用な活動のために個人情報が有効に活用されることが大切ではないかというふうに考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えいたします。

市長の方から、ほとんど今答弁あった内容のとおりでございます。

まず初めに、文書配布担当の担当課長といたしまして常日ごろ、市長からもありましたけれども、地区長さん、隣組長の皆さんに大変に文書等の配布、あるいはこのたびのケースであれば集金等というようなことで、大変にご苦勞をお

+

かけしていることについて、改めて私からも感謝を申し上げたいと思います。

お問い合わせの件は、市長の答弁にもありましたように、それから9月定例会で宇津木市民課長からの答弁にもございましたとおり、それからただいま議員から条文等の引用もございました個人情報保護条例第9条第1項第6号、この規定が根拠というふうになっているのかなと私も判断をしております。

国等が相当の理由をもって事務に必要な限度で利用し、かつ本人の権利、権益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき、この場合は、ただし書きの条項でございますけれども、この限りでないということで提供できるというような内容でございます。

国等の範囲につきましては、国、他の地方公共団体、その他の公共団体またはその他の公共的団体というふう上位法でも定められているところでございますが、ここの中の公共的団体等という部分につきましては、地方自治法第157条の公共的団体等と同義の部分ではないかなというふうに理解しております。農業協同組合、森林組合、漁業組合、その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、保育園、赤十字社、社会福祉協議会等の構成社会事業団体、青年会、婦人会、文化協会、体育協会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものがすべて含まれる。公法人、私法人を問わないというような考え方なんだろうというふうに考えております。

それから、2点目でしたでしょうか、自治組織と個人情報の取り扱いの関係で、これは地区長さんの位置づけということにもかかわることだろうと思っておりますけれども、市民の特定個人の皆様に文書を配布する手段として、現在地区長さんのご協力、ひいては隣組長さんも含めて大変なご協力をちょうだいしておるといった実態がございます。地区長さんにつきましては、本市の

地区長設置条例に基づいて市長の委嘱する職であるわけでございますけれども、位置づけとしては非常勤の特別職と言えるような部分でもあるのかなというふうに思います。

地区長としての職を通して知り得た地区住民の個人情報、これは隣組長さんも地区長組織の中の役員という位置づけ、地区長さんとあわせて条例上にうたっておりますので同様かなというふうに考えておりますけれども、私ども地方公務員法の守秘義務が適用される一般職と同様のこういった情報に関しては適切な管理が求められているのではないかとこのように考えております。

それから、一番最後の審査会のお問い合わせでございますが、11月の4日に審査会開催しております。例年、年に一度の開催でございます。9月定例会の蒲生吉夫議員のご質問を受けての内容にかかわる審査会ということではございません。報告、協議の内容は、当該この案件以外の内容のものでございます。

私からは以上でございます。

○町田義昭議長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 私の方からは、大項目2番目の(2)、9月議会以降、個人コード、世帯コードなどについて申請団体と協議がなされたか。もう1点、どのように改善されるのかという2点についてお答え申し上げます。

まず、9月議会後の9月30日に開催されました長井市社会福祉協議会の理事会におきまして、福祉事務所の所長が社会福祉協議会の会費納付書に今後個人コード、世帯コードを除いて表示したい旨の説明をいたしたと聞いたところであります。

その結果、特に異論はなかったとのような報告を受けておりますので、私、協議するつもりでおったんですが、ちょうどいい機会に福祉事務所の所長が協議していただいたということで、その結果を受けまして、来年度以降につきまし

ては個人コード、世帯コードを除いて表示していくものだというふうな認識をしたところでございます。

もう1点、日本赤十字社の社費の件でございますが、こちらにつきましても福祉事務所の所長が日赤の長井地区、そちらの幹事の職についております。所長が9月議会で蒲生吉夫議員の質問に対しまして、個人コードと世帯コードは除いてもよろしい旨の答弁をしておるところでございます。そのような答弁でしたので、来年度以降につきましては日赤の社費についても個人コードと世帯コードにつきましては除いて表示していくものだというふうに考えておりますし、福祉事務所の所長にその旨を確認したところでございます。

私の方からは以上でございます。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 最初の項については、市長の答弁で了解をしたいと思います。

一般に、高齢者というふうにするようになってはきてるんですね。だけど「長井のふくし」で一部そうになってないところが、私、見つけました。これは福祉事務所の方で検討してもらえばいいことだというふうに思いますね。

ただ、やっぱり後期高齢者医療保険制度あたりで、この「高齢者」というのも結構問題にされる方もいますけども、私は全然問題はないと思うんですね。医療保険制度そのものが75歳で区別したということが問題なのであって、WHOではさっき市長が言ったように「高齢者というのは65歳以上のことを呼ぶ」と。分けしてるんですね、65歳から74歳までは「前期高齢者」と言ってるんですね。75歳以上を「後期高齢者」と呼んでるんですね。85歳以上を「末期高齢者」というんですね。言葉はいいか悪いかは別にしまして、これはWHOで呼んでることですから、これは私が言ったわけでも何でもなくて、高齢者という言葉そのものが別に私は悪

いと思ってませんので、ぜひそんな格好で老人憲章となっている部分についても中身について見直していただければありがたいなというふうに思っているところではありますが、次の項の方で再質問させていただきたいというふうに思います。

やっぱり答弁納得いかないですね。総務課長、今、9月の答弁どおり個人情報保護条例の第9条第1項第6号に該当するので、社会福祉協議会や日赤のその納付書と領収書を企画調整課で印刷してるんですね。データを持って印刷をしているわけですね。この6号に該当する部分で、「国などが」というところをとっても広く解釈している。これは地方自治法と同じようにしているというふうに今総務課長答えられましたけども、私は拡大解釈だなというふうに思っています。どんなふうに読んだって、そんな解釈の仕方ないですね。

該当させるんだとしたら、ここの7号の方がずっと該当しやすいですよ。7号を読みますか。前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聞いた上で個人情報を利用し、または提供することが公益上特に必要があると認めるとき、こっちの方がずっと該当しそうには思いませんか、総務課長、まずそこをお聞かせください。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 ちょっと見解の相違というんでしょうか、私は6号の方で対応できるのではないかなと考えているところです。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 あなたに見解の相違と言われると、法令等審査会の代表ですからね。こういう部分について個人情報保護審査会で議論すべきじゃないんでしょうか。9月の議会で、私はこういう問題提起をしてるんですね。そういう質問、答弁を聞いた上で、ここはどうなんだというふうに、次の執行をどうしようという

ふうと考えていくのが管理職の仕事だと私は思うんですけどね。そうでなければ、何にも反映されないんですよ。

具体的に言います。総務課長の答弁ですと、地区長も隣組長も公務員と同じように守秘義務を負うというふうに先ほど答えたんだと思いますけども、間違いないですか。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 地公法上、明文の規定で、地公法は一般職にしか適用ありませんので、地公法の守秘義務についてはこれは一般職でございます。

地区長さん、隣組長さんにつきましては、私、先ほども述べましたように一般職ではなくて、どっちかといえば特別職ということなんだろうと思います。特別職だから守秘義務が免れるということではこれはなくて、地区長さん、隣組長さん、特に重要なお仕事をなさっている部分のところで、市からのさまざまな文書等の配布に当たってさまざまな情報に接する機会がある。そういった部分のところで、普通一般的な善良なる管理者としての守秘義務というのは、これはあってしかるべきではないかと私は思います。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 社会通念上、別にこういう公共的な情報でなくたって、話したことはこれは黙っていなきゃいけないとか人にしゃべっちゃだめだとか、社会通念上そんなことするのは当たり前でしょ。でも、あなたが今答えたのは違いますよ、明らかに。守秘義務を負うということですよ。特別職として守秘義務を負うと。私らも特別職ですけども、こんなことを負わせるんですか。地区長そのものが、設置条例に基づいて市長が委嘱するわけですね。年に1回委嘱するんですよ。その人があるというのはわかります。どの程度かというのは問題あります。同じように隣組長に負わせるというのは、私はそんな見解ちょっと考えられないなと

いうふうに思うんですね。一般の行政職とは違う、それは当たり前のことですよ。けども、「住所、名前程度はいわゆる個人情報に当たらない、地区でみんな知ってることだから」というふうに市長の方からもありましたね。地区の中の皆さんはみんな知ってることだから、そうじゃないです。世帯主名を書いているんですよ、これに。そういうやつ見たでしょ、見るように言っておいたんで。こういう用紙の3枚つづつであるんですが、2枚ですね、納付書というのと。これは私はすごい情報だなと思いますよ。欲しい人いっぱいいると思います。

公共的な団体であれば公開してくれるというんだったら、私は公開してもらいたいですね。それも印刷してもらいたいです。こういうのを印刷していいというふうになってるような条項というのはどっかあるんでしょうか、そこについてお聞かせください。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 お答えいたします。

2つ問題あると思うんですが、地区長さんと隣組長さんの守秘義務の問題、先ほどから焦点になってますけども、その問題と、このたびの納付書の関係、これが9月定例会の議員のお話にもありましたように全部見える状態で行っているのではないかと。ただし、それ実際には、納付書の写し私も見ておりますが、ここに示されている情報、これは9月定例会での福祉事務所長の答弁にもありましたが、地区長さん、隣組長さんを通じて通知をして集金をするという一連の業務の中で、配布しやすい体制、それから納付も含めてでございますが、業務に滞りなく対応できるという部分のところの必要最小限の情報を記載しているというふうに私は理解しております。

市民課長の答弁にございましたように、地区コードと個人コードですか、コードを一部を来年からは表示しないというようなお話などもあ

りましたが、これは配布する方の部分のところ
で、あるいは集め方の部分のところでそのコード
が必要ないというふうに判断をなさったんでは
ないかと私は思います。最低限どこのどなた
に納付書をお渡しするという情報がわからなけ
れば、この関係の業務、立ち至らないことにな
ってしまうのではないかとというふうに思います。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 あなたの認識では、長
井市社会福祉協議会、民間の事業者でないです
か。公的な仕事をたくさんやっています、委託を
受けて。けども、民間の事業者ですよ。社会
福祉法人という民間の事業者が長井市内にた
くさんあります。会員獲得活動に使われてるん
ですよ、これ。そうでしょ。それは大丈夫です
か、会員獲得運動ですよ。入らないと言った人
は、これ出さないだけの話なんですよ。

私、隣組長をこしたまたましてるんで、回
りばんこでやっていますので、こういうふうに納
付書と領収書がついてくるんですね。私が700
円ずつ集めて、自分の判こを押すんですよ。で、
地区長のところに持っていきますよ、そのお
金を。地区長の方は、何件だから幾らというふ
うに領収書を先につくっています。ところが、1
人これに入らないと言った場合には、領収書を
もう一回書き直してするんですね。具体的に考
えていくと、会員獲得運動そのものじゃないで
すか、民間事業者の。

9月にも感じたんですけども、長井市社会福
祉協議会を市が何とでもできる組織だなんては
思っていないんでしょうけれども、民間事業者
だっていう認識を持ってない悪いけども管理職
の方が私はおられると思います。私、感じたの
は、2年に1回ずつ私たちの地域も地区長さんが
かわります。「長井市社会福祉協議会は、市の
職員を派遣してるんだもの、市の団体でない
の」と、地区長さん方もそういう認識なんです。
ましてや市民の皆さん方はそうだと思います。

その中で、例えば今言ったように特別職の守秘
義務だとか言われても私は困ります、少なくと
も。

集まらなかったというふうにして持っていく
んですね、領収書を。そこで地区長の判こは押
さないですね、切り取ってそこだけ置いてくる
んですよ。どういう認識を持ってるかという
と、会員になるもならないも自由だっていう認
識を持ってないんですよ、払うもんだと。もっ
と例えば、地区費として集めておいてまとめて
払うということもあるんじゃないですか。本人
が会員になるかならないかという意思表示で
きる部分がないという部分があるんじゃない
ですか。そういうところに対して、行政情報、
住所と氏名は立派な私は個人情報だと思います。
それをまとめてしまえば、すごい情報だと思
います。それが本人が会員になるかならない
か意思表示しないで、それでもう地区費とし
てまとめて集めてるから、それは会員として
認めていくと。これが個人情報として管理の
方法正しいと思えますか。

だから私が先ほど質問した中では、「こうい
う実態だから」と、「その上で答弁してくだ
さい」と求めているんですよ。一般的なことを
答弁してもらおうつもりで質問したんじゃ
ないんです。そういう実態があることも含
めて、こういうものを公開しても問題ない
と、こういうふうになりますか。もう一回
答弁してください。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 結論からお話しし
ますが、私の答えは先ほど申し上げたとお
り変わりません。社会福祉協議会がこれ
は民間団体ということは、議員おっしゃ
るとおりだと思います。社会福祉協
議会だから何でもかんでも情報を提供
していいなんていうことは、これは私
ども一切そんなことは考えておりませ
ん。あくまでその情報提供に当たっ
て、その提供する情報が有意義に
使用される、それから提供の目的以外
のこ

とに使用されるおそれがないということ、それからそこに書かれた内容で実際にその権利が侵害されたというようなことは、私、ないんだろうと思います。

それから、後の方のお話でございますが、確かに会員になるならない、そのお話は議員さんのおっしゃることもわかります。ただし、赤十字等、あるいは社会福祉協議会がこれらの団体、先ほどから説明くどくど申し上げておりますけれども、大変に公共性の高い団体であると。その活動についても、集められた社費あるいは会費等がどのように使用されているかというようなことについても、毎年の会報等でしっかり情報の公開がなされているというようなことでございますので、地区の取り扱い、地区一括で支払っているところ、あるいは支払っていないところ、そういったところを私つまびらかに調べた内容がございませんけれども、調べたものは持っておりませんが、取り扱いはその地区のところでご判断をして、現在のような形に落ちついているのではないかというふうに私は思います。

この提供に当たって、市長の最初の答弁にもございましたように、個人の経歴とか学歴とかあるいは家庭状況とか、あと健康状態とか、そういった非常にプライバシーにさわるような内容の情報というのは一切出していないわけでありまして、私は提供自体については問題はないというふうに考えてます。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 公共性が高いというふうに言っておられますが、社会福祉法人という団体そのものが、全部ですよ、公共性高いんですよ。なぜ社会福祉協議会だけそれを別扱いにするんですか。そんなことあなたに説明されなくても、社会福祉法人というのは公共性が高いことぐらいわかっています。私も別の社会福祉法人の理事やっていますから。それを言ったってしようがないからですが、権利が侵害されない

今答えられましたね、住所と氏名が書いてあるもの。その家の世帯主名が書いてあるんですよ、だれでもない。私は、自分の地域でもだれが世帯主だったかというのは、世帯主だれでもできますからね、うちの中の人であれば。最高齢であるとか若い人にかわっただとか、どうにでもできます。住所と氏名だけであっても、そういうふうに書かれているものはだかのままですよ。投票用紙でも何でもそうですけども、きっちりと封筒に入ってるでしょう。

ことしの国勢調査であったように、「封をしたやつを集めに行きます」というふうにしてますね。前回までは違いましたよ。調査員の方が、書くところが漏れていたらチェックしましたよね。今回はそれしなくなったんですよ。それぐらい世の中の状況が変わっているのに、平成15年の8月に印刷して出しても情報公開だからいいんだと。じゃあ手続的に合っていますか、情報公開の仕方。

私ら、例えば自分の有権者名簿が合ってるかどうかというのを閲覧しますね。家族の者だとか、また隣の者をメモしてきますね。何をメモしたかというものを全部一覧表にして残さなきゃいけないですよ。そういう手続も踏まなきゃいけないようになってるんですよ。

今、置賜病院は病室の入り口に4人部屋であれば4人の名前書いてます。県立中央病院は、そんなの書いてません。この前、東京の昭和病院に行ってきました。そこは病室の入り口にタッチパネルがあって、タッチすると名前がすつと浮かんでくる。それもすぐは浮かばない、ちょっと時間たって浮かんでくる。それ名前だけで問題ないなんて理屈、どこに成り立ちますか。

総務課長、読んできたかどうかですけども、私の質問していて、それぞれに個人情報保護するためのガイドライン、読んできてますか。読んできてれば、ちょっとあなたのような認識

は私はならないなというふうに思いますけども、お答えください。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 ただいま議員からお話ありましたガイドライン、これは個人情報保護法が制定された後、個人情報保護法の取り扱いについては一番大もとのところでその取り扱いの内容とか、さまざまなあるいは遵守しなければならない内容とか決まりきった基本的な事項が固まっていると。

実際に、国あるいは県、市町村もそうでございますけども、それぞれが実施機関として個人情報を取り扱う場合のガイドラインのことをおっしゃってるんだろうと思います。

平成16年でしたでしょうか、かなり前でございますが、福祉団体に対するガイドライン、当時厚生労働省からガイドラインが出ていると。当然事業者として、そういったかなり広い中身です。実際に福祉事業を展開する施設で申し上げますとかなりの種類があるわけでございますけども、そういったところのかなり細かい部分のところまで取り扱いの中身、これは法の精神を受けてのまさしく通達というんでしょうか、ガイドラインということで出ている、それは私も承知しております。

先ほどからお伺いをしていて、確かに地区長さんあるいは隣組長さんと手に納付書が渡っていく段階で、納付書自体がもう全然袋にも何も入ってない状態であるということについては、私も改善の余地はあるんだろうというふうには思います。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 袋に入れるか入れないかなんて、そんな程度のことを私は言ってるんでなくて、ならば福祉法人それぞれのところと同じように扱いますか。長井市社会福祉協議会は、会員獲得のために発効されたものなんですよ。9月の議会でも福祉事務所長から言われ

ましたけども、「このお金はどこに使われているかわかりますか」という質問を私はしました。けども、「会計全体に入っていきますから、これはどこに使われているかなんていうのは全くわからない状態です」というふうに答えてるんですよね。そうでしょ。ならば、ほかの社会福祉法人も会員獲得のために市民課長が行政データファイルを使っていいという許可を出して、企画調整課で欲しいという団体から委託を受けて印刷をして、世帯主と住所を書いて全戸配布できるような体制で出していくと。同じように扱いますか、その申請の目的が福祉の向上のためというふうにした場合。

どういう申請書が出たかわかりません、私も平成15年に申請書を出すことになってるんですよ。申請書にはどんなふう書いてありましたか、その許可を出すときに。それと同じように書けるのであれば、ほかの社会福祉法人も同じ文書を書いて、その上で会員獲得のために利用するわけですね。それで同じように扱えますか。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 15年の8月ですから、当時は現在のような情報公開、個人情報もセットの審査会ではなくて、個人情報保護単独の審議会であったようでありますが、そのところに、ちょっと私、手元に持っている資料では、外郭団体の、これ9月で市民課長、福祉事務所長の答弁の内容と同じなんですけども、使用目的は社費納付書、領収書、あるいは社員台帳の整備、これは赤十字、それから社会福祉協議会でいえば会費納付書、領収書、会員台帳ということで、印字するためのデータ等を提供したという報告という形で上がっているということでございます。

ほかの社会福祉法人への対応どうか。これはこの保護条例の条項の適用については議員さんとの見解が私違っておりますが、6号とか7号

+

とかいうのではなくて全体、6号というふうに私は整理をしておりますので、それにのっとった形で所管課の方からお話があれば、これは検討していく内容ではないかなというふうに考えます。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 なるほどの答弁ですが、要するに使用目的は会員の整備のためですね、申請あったのは。会員獲得じゃないんですね、すると。そうすると、目的とは違うんじゃないですか。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 この両者の団体、これが公共的に非常に大きな役割を果たしているということについては、これは論を私はまたないんじゃないかなというふうに思います。そういった活動を充実させていくという、これは公共的な対応ということでは重要なことではないかなと思います。その意味でのその使用目的ということで提供したんだろうというふうに考えております。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 時間のようなんです終わりますが、私は別に納得して終わったわけでも何でもなくて、これは私の判断する方が多分いずれ正しいと思いますので、歴史的な経過の中で個人情報保護というのはずっと変わってきてるんですよ。だから15年にどうこうしたものなんていうのは、本当にそれでいいのかどうかという部分については私はかなり疑問があります。

時間を少し残してありますが、終わります。

○町田義昭議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○町田義昭議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

蒲生光男議員の質問

○町田義昭議長 順位3番、議席番号6番、蒲生光男議員。

(6番蒲生光男議員登壇)

○6番 蒲生光男議員 私の通告している質問項目は3点です。市長以下当局の皆様には、簡潔明瞭にご答弁をいただきますようお願いいたします。

さて、このたびの市長選挙において2期目の当選をされました内谷市長、2期目のスタート地点に立たれお祝いを申し上げますとともに、ぜひ声なき声に真摯に耳を傾けられ、市民のための市政執行を行っていただきますようお願いいたします。

最初の質問は、高校再編にかかわる問題です。

西置賜地区の高校教育のあり方についての報告書から、西置賜の高校の変遷ですが、昭和22年、教育基本法、学校教育法が制定されたことに基づき、昭和23年度から新制高等学校が発足し、西置賜地区については長井第一高校、昭和25年から長井北高校、長井第二高校、昭和25年から長井南高校（豊田分校、致芳分校、平野分校、西根分校）、荒砥高校、これは鮎貝分校、東根分校、蚕桑分校、小国高校、飯豊分校の前身となる豊原高校（豊川分校、添川分校）の5校が設置されたとの報告であります。その多くは定時制課程であったが、時代の変化とともに全日制課程への転換が進み、分校もその数を減らしていきました。